

愛媛県外来生物対策マニュアル

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

平成22年3月

愛媛県

はじめに

現在、地球上では3,000万種ともいわれる多くの生き物が、個性をもち、生態系という一つの環のなかで深く関わり合い、つながりをもって地球の環境を守るとともに、私たちのいのちと暮らしを支えています。この「個性」と「つながり」を生物多様性といい、温暖化対策と並ぶ国際的な環境問題として、その保全が求められています。

しかしながら、人間が行う様々な活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた外来種は、在来生物の捕食、生息・生育場所やエサをめぐる在来生物との競合、近親種との交雑による遺伝的攪乱によって本県固有の生態系を脅かし、生物多様性の危機をもたらすとともに、農林水産業への被害、寄生虫の媒介等によって人体にも影響を及ぼしています。

外来生物対策は、早期発見、早期対策が重要であることは言うまでもありません。そのためにも、まずは外来生物やその及ぼす影響などについて、普及啓発を進めることが肝要であると考えております。

そのため、「愛媛県野生動植物保護推進委員会専門部会（部会長：石川和男）」では、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年条例第15号)」制定に際し、各種調査の一環として、平成17年度から外来種の生息・生育状況の調査を実施して参りました。それらを踏まえ、県では平成21年4月、同条例に基づき、本県野生動植物の生息又は生育への著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を侵略的外来生物として88種を公表したところであります。

この度、これまでの調査結果などをもとに、本県に生息・生育する主な外来生物の情報や対応法などをとりまとめ、特に、全国的に被害が拡大しているアライグマについては、本県への予防的な観点に立った侵入の防止、早期発見・早期対応による影響緩和(防除)を図るためのより詳細な情報を記載したマニュアルを作成しました。

多くの県民の皆様方に、県下における外来生物の生息・生育実態やその影響等を知っていただき、外来生物に対応する際の参考になれば幸いです。

平成 22 年 3 月

目 次

1	外来生物の概要	
(1)	外来生物とは	1
(2)	外来生物が引き起こす問題	2
(3)	外来生物を規制する主な法制度	4
(4)	外来生物被害予防三原則	5
(5)	外来生物に関わる皆様へのお願い	5
2	愛媛県に生息・生育する（侵入のおそれのある）特に注意が必要な外来生物	
	アライグマ	8
	ヌートリア	9
	ヤギ	10
	ヒゲガビチョウ	11
	ソウシチョウ	12
	ミシシッピアカミミガメ	13
	ウシガエル	14
	ブルーギル	15
	コクチバス	16
	オオクチバス	17
	オオクワガタ東南アジア産亜種	18
	ヒラタクワガタ東南アジア産亜種	19
	アルゼンチンアリ	20
	オオキンケイギク	21
	ポタンウキクサ	22
	オオフサモ	23
3	重点的な被害防止対策（アライグマ）	
(1)	国内への移入と定着の経緯	24
(2)	形態的な特徴	24
(3)	防除の手続き等	25
	防除の手続き	25
	防除の役割分担	26
	防除の推進に必要な事項	27
	（参考資料）	
	法律等に基づく外来生物等の定義	38
	外来生物法で定める特定外来生物（97種類）の概要	39
	要注意外来生物一覧（148種類）	41
	県条例により公表している侵略的外来生物の概要（88種）	44

1 外来生物の概要

地球は、約 46 億年前に誕生し、原始の海には約 40 億年前に生命体ができたと考えられています。生命体が出現して以降、地球の多様な環境やその変動に応じて様々な生物の種が枝分かれをしながら誕生しては消え、現在の多様性を形作ってきました。

そして、現在生息する生物種それぞれがもつ分布域は、海洋や山岳、河川の形成と消長、氷河期や間氷期などといった地史的要因や気候などの要因に制約を受けながら拡大、縮小を繰り返して成立したものです。分布域内の地域集団同士では、様々な地域的・時間的スケールで隔離による分化と交流による融合を経ており、それによって地域ごとの生物多様性が成立しています。

しかし、近年では文明の発達により人間の活動がグローバル化し、その移動が船舶、飛行機、鉄道等の交通手段により飛躍的に向上したことに伴い、生物種は、本来、生息又は生育するはずのない地域に意図的・非意図的に持ち込まれるようになりました。その結果、地域の自然環境に影響を与えたり、農林水産物や私たちの生活にも被害を与えたりしています。

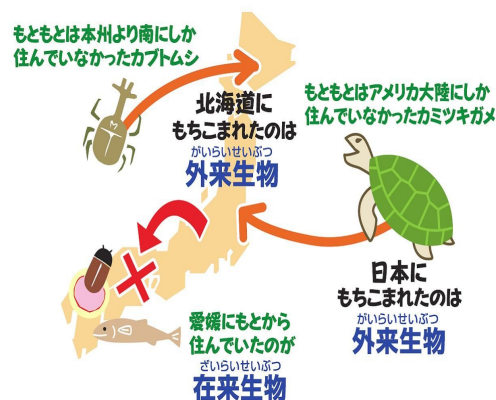
そのため、これらの外来生物による被害を防止することを目的として平成 17 年 6 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」という。)が施行されました。

また、県では、県内の野生動植物の多様性の保全を図るため、平成 20 年 10 月に「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(以下「県条例」という。)を施行し、外来生物対策も含めた各種施策を進めているところです。

(1) 外来生物とは

外来生物とは、一般的には、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国や国内の他の地域から入ってきた生物のことをいいます。

なお、外来生物法や県条例などでは、その目的、趣旨に応じて外来生物を区分し、定義づけています(参考資料)。



外来生物について、わかりやすく解説すると・・・

外来生物とは、もともとその地域にはいなかったのに、人間活動によって外国や国内の他の地域から入ってきた生物をいいます。

侵略的外来生物とは、外来生物のうち野生動植物に対して大きな影響を及ぼす生物で、県条例では「野生生物とその性質が異なることにより野生動植物の生息又は生育への著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物」と定義し、88種（参考資料）を公表しています。

特定外来生物とは、外来生物のうち、生態系、人の健康あるいは農林水産業に特に重大な影響を及ぼす、または及ぼすおそれの強い生物で、外来生物法第2条により97種類（平成22年2月1日現在）が指定されています。

未判定外来生物とは、外来生物のうち、特定外来生物に近縁であったり、生態が類似しているため、生態系等に重大な影響を及ぼす可能性があるが、まだその有害性が判定できていない生物をいいます。

要注意外来生物とは、特定外来生物としての選定の適否を検討中であったり、被害に係る情報を集積中であったり、あるいは他法令の規制対象種になっているので選定対象とはならないが注意喚起が必要な生物で、環境省が選定し公表します（平成21年2月現在で計148種類）。

注）侵略的外来生物，特定外来生物，要注意外来生物で種数数が記載されていますが、これは属、亜科または科単位で数えるものも含んでおり、種数を意味するものではありません。

（2）外来生物が引き起こす問題

私たちのいのちと暮らしは、生物多様性という地球上の3,000万種ともいわれる多様な生き物の個性とそのつながりによって支えられています。つまり、生き物やそのつながりが生み出す大気中の酸素や水、食料、木材、医薬品、地域の特色ある風土や文化、さらには森林による気候変動の緩和や洪水防止など、様々な恩恵を受けています。

しかし、人間が近代的な生活を送るようになったことにより外来生物が持ち込まれ、在来の生物が捕食され絶滅に追いやられたり、生息・生育地を奪われたり、また、在来種との交雑により地域固有の遺伝子特性が喪失するなどの生態系の攪乱が問題となっています。

「生物多様性国家戦略 2010(平成 22 年 3 月 16 日閣議決定)」においても、生物多様性の保全と持続可能な利用のための重要性をうたうなかで、生物多様性の危機の要因の一つとして外来生物による生態系の攪乱を挙げているところです。

外来生物が引き起こす問題については、外来生物法により輸入、飼養等の規制が行われていますが、既に定着している外来生物の防除(駆除)には多大な時間と労力が必要となることから、外来生物の侵入の機会や原因をつくることのないよう配慮するとともに、問題を引き起こす可能性の大きい外来生物については速やかに防除(駆除)する必要があります。

表 1 外来生物による影響

影 響	内 容	具体的な外来生物など
生態系への影響	在来種の生物を捕食することにより、本来の生態系を攪乱する。	アライグマ、ジャワマンゲース、ブルーギル、オオクチバスなど
	日陰を作ってしまうことで、在来の植物の生活の場を奪ってしまったり、在来の動物と同じ餌やなわばりを巡って競争が起こる。	クリハラリス、ミシシippアカミミガメ、オオタナゴ、ボタンウキクサ、オオフサモ、ホテイアオイなど
	近縁の在来生物と交雑することにより、在来生物の遺伝子が攪乱され、固有種は消滅する。	台湾ザル、コウライキジ、タイリクバラタナゴ、外国産クワガタムシ類、外国産タンポポ類など
人の生活環境や健康への影響	外来生物とともにわが国に存在しなかった寄生虫、病原微生物や花粉による被害。	アライグマ(アライグマ回虫症、狂犬病)、オオブタクサ(花粉症)など
	外来生物による咬傷被害。	カミツキガメ、アカカミアリ、キョクトウサソリ科、セアカゴケグモなど
農林水産業等への影響	農林水産物への食害やほ場の踏み荒らし	ヌートリア、アライグマ、シカ亜科、ブルーギル、オオクチバス、アメリカシロヒトリなど
	ウイルス、細菌、カビ、寄生虫など寄生性病原体による被害	コイ(コイヘルペス病)など

(3) 外来生物を規制する主な法制度

外来生物法

- ・正式名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・施行日：平成 17 年 6 月 1 日
- ・ねらい：特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資すること
- ・主要内容：我が国の生態系等に係る被害を生じさせている、又は生じさせるおそれのある海外からの生物を特定外来生物として定め、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等の取扱いを原則禁止^(*)し、特定外来生物の防除等を行う。

これら禁止行為に違反した場合は、最高で個人では 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、法人では 1 億円以下の罰金が科せられます。

注(*) 特定外来生物として指定された生物を新しく飼おうとするときは、主務大臣の許可を受けなければなりません。特定外来生物を飼うときの目的は、学術研究、展示、教育等に限定されており、新規に、愛がん目的、つまりペットとして飼う目的では許可を受けることができません。

県条例

- ・正式名称：愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例
- ・施行日：平成 20 年 10 月 1 日
- ・ねらい：野生動植物を保護し、生物多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくこと。
- ・主要内容：県内に生息・生育する野生動植物を県民が一体となって守っていくなかで、その中でも特に保護を図る必要があるものを「特定希少野生動植物」として指定し、捕獲や採取を規制する一方、野生動植物とその性質が異なることにより野生動植物の生息・生育への著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を侵略的外来生物として公表し、野外に放ち、植栽することなどを禁止している。

(4) 外来生物被害予防三原則

外来生物による被害を予防するために

入れない 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本（県内）に入れない

捨てない 飼っている外来生物を野外に捨てない

拡げない 野外ですでに生息し又は生育している外来生物は他地域に拡げない

つまり、

生態系等への悪影響を及ぼすかもしれない外来生物はむやみに日本（県内）に「入れない」ことがまず重要で、

もし、すでに国内（県内）に入っており、飼っている外来生物がいる場合は野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要で、

野外で外来生物が繁殖してしまっている場合には、少なくともそれ以上「拡げない」ことが大切です。

* 外来生物に関わる際には、この三原則に留意し適切な対応をお願いします。

(5) 外来生物に関わる皆様へのお願い

釣りをする方に

特定外来生物（オオクチバス、ブルーギルなど）を釣り上げたその場で放す、いわゆる「キャッチ・アンド・リリース」は、外来生物法では規制されません。しかし、それらを活きたまま釣った池や河川から持ち出したり、他の池や河川などへ放したりすることは、処罰の対象になりますので注意が必要です。

(参考)

愛媛県内水面漁業調整規則（昭和42年規則第29号）において、「ブラックバス（卵を含む。）その他県内に生息しない水産動物（卵を含む。）を河川及び湖沼に移植してはならない。」と規定し、違反した場合には罰則が設けられています。

ペット・観賞用として外来生物を飼育、栽培する全ての方に

ペットや観賞用として外来生物を飼育等する際には、入手する前に、飼育等に要する設備や費用、その寿命、成長した時のサイズ等を十分理解し、最後まで責任を持って飼育等しなければなりません。また、万一飼育できなくなった場合には、自ら責任をもって殺処分しなければならないことも頭に入れておく必要があります。殺すよりも野外に放すことが生き物を大切にすることではなく、最後まで大切に飼うことが、飼い主としての一番の思いやりです。

なお、逃がしたり、捨てたりする場合は、生態系等への被害を発生させ得ることになるとともに処罰の対象となる場合もあるので注意してください。

ペット等の販売店の方に

ペットや観賞用として外来生物を販売する方は、購入を希望する人に対して、飼育等に要する設備や費用、その寿命、成長した時のサイズ、野外に放してはいけないことや飼い主としてのモラル等を十分説明しておく必要があります。

外来生物を利用して業を営む方に

外来生物は、時には有用な生物資源として私たちの生活を支えています。しかし、これらの外来生物が容易に野外に逸出することは、資源としての利用価値を損ねるだけでなく、在来の生物や農林水産業などに悪影響を及ぼすことにもなるのでその管理には十分な注意が必要です。

生き物の輸入や流通に関わる方に

動植物の輸入や流通に当たっては、飼料作物、養殖用の水産種苗、船舶のバラスト水などに混入、付着した外来生物が、侵入、定着して生態系や農林水産業に被害をもたらすことなどが指摘されています。混入を完全に防ぐことは困

難ですが、混入リスクの少ない輸入や流通、品質管理の方法等について検討を進め、十分な注意を払っていくことが重要です。